

令和5年度 認知症対応型サービス事業開設者研修実施要綱

1 ねらい

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所が事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることをねらいとする。

2 受講対象

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表に就任した方又は代表者になる具体的な予定のある方
ただし、別表1のいずれかの研修を修了している方は受講の必要はありません。

3 受講定員 30名

4 日程等

期 日	市町村への申込期間 申込先：各管轄市町村 介護保険担当	研修受付システム 申込期間	可否通知 メール送信予定
5月17日（水）	4月17日（月） ～18日（火）	4月12日（水） ～21日（金）	5月2日（火）

※ 現場体験（実習）期間は、5月18日（木）～5月31日（水）の1日となります。

5 研修会場

秋田県社会福祉会館 7階 第1・2研修室

6 受講料

1,500円 ※ 納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

7 受講の申込

(1) ※ 今年度から申込方法が変わりましたので御注意ください。

- ① 受講希望者は、本会ホームページから申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記の申込期間内に事業所が所在する市町村介護保険担当あてに申し込んでください。

なお、申込先については「令和5年度認知症実践研修市町村担当一覧」を参照してください。（FAXでの申込不可。）

- ② 今年度から「研修受付システム」からの申込も必要となります。

上記申込期間中に「研修受付システム」よりお申込みください。

※ 「研修受付システム」未登録の事業所は、「研修受付システム登録について」を参照し、登録手続きをお願いします。

※ 研修受付システム申込開始日4月12日（水）の9：00以降申込ができます。申込開始時刻以降に、該当の研修名が表示され、申込ができます。申込開始時間前には表示されませんので御留意ください。

- (2) 各市町村が審査した上で必要と認めた場合に、市町村長の推薦書を添えて秋田県社会福祉協議会あてに申し込みを行うものとします。

8 受講の決定

申込者には、後日受講の可否を「研修受付システム」からメールで連絡します。

9 現場体験（実習）について

実習先は受講者相互の事業所とし、研修当日のオリエンテーションで調整します。状況により、前年度までの当研修修了者の事業所となる場合があります。実習の進め方、内容については研修当日のオリエンテーションでお知らせし、実習後レポートを提出していただきます。

10 修了証について

修了証は、全日程（レポート等提出物を含む）を修了した場合に交付します。受講状況や受講（実習）態度及びレポート等の提出物の内容等が本課程修了にふさわしくないと判断した場合は、修了証を交付しません。

11 留意事項

- (1) 本会の「個人情報保護規程」に基づき、提出された受講申込及び推薦書は他の目的に使用しません。
- (2) 会場となる秋田県社会福祉会館には駐車場はありますが、不特定多数の会館利用者用の駐車場です。研修受講者の駐車を保証できませんので予め御了承ください。

別表 1

- | |
|--------------------------------|
| 1 認知症介護実践者研修 |
| 2 認知症介護実践リーダー研修 |
| 3 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度のみ） |
| 4 痴呆介護実務者研修基礎課程（平成12～17年度） |
| 5 痴呆介護実務者研修専門課程（平成12～17年度） |
| 6 認知症介護指導者研修 |
| 7 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 |

【問い合わせ先】

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

施設振興・人材・研修部 研修担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 7階

TEL：018-864-2775 FAX：018-864-2840